

## 9. 院内感染対策について

- (1) 全国の特設機能病院等において、多剤耐性緑膿菌やバンコマイシン耐性腸球菌等の集団感染と思われる事例が散発的ながら確認されているところである。

引き続き、医療法第6条の10及び医療法施行規則第1条の11第2項第1号をはじめとする関係法令等に基づき、医療機関の管理者の下で、院内感染対策のための委員会の開催、従業員に対する研修の実施、当該医療機関内での発生状況の報告等、院内感染防止体制の確保が徹底されるよう指導をお願いします。

- (2) 院内感染の防止に関する一般的な留意事項等については、「医療施設における院内感染の防止について」（平成17年2月1日付け医政指発第0201004号）により示してきたところであり、引き続き、院内感染防止対策の推進について指導をお願いします。

また、院内感染事例の発生に至った原因の究明、患者や家族への説明等事例発生後の対応についての課題も指摘されており、院内感染対策を含めた医療安全管理体制の整備及び患者や家族への説明について、「薬剤耐性菌による院内感染対策の徹底及び発生後の対応について」（平成19年10月30日付け医政総発第1030001号・医政指発第1030002号）を参考として指導方よろしくをお願いします。

- (3) 管下の医療機関において重大な院内感染事例が発生した場合又は発生したことが疑われる場合には、必要に応じて直ちに厚生労働省に報告するとともに、国立感染症研究所等の協力を得ることについても検討されたい。

## 10. 医療放射線等の安全対策について

- (1) 診療用高エネルギー放射線発生装置（リニアック装置等）等の使用に関し、「診療用放射線の過剰照射の防止等の徹底について」（平成16年4月9日付け医政指発第0409001号）により、安全管理体制の徹底や、装置を初期設定した際の再確認等について、管下医療機関に対する指導方お願いしてきたところである。

今後も引き続き、管下医療機関において適切な対策が図られるよう、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査その他の指導の機会を通じ、医療機関の管理者と連携の下、適切な指導方よろしく願います。

- (2) 事故等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、医療法施行規則第30条の25の規定により、直ちにその旨を病院又は診療所の所在地を管轄する保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努めなければならないとされていることから、その遵守について管下医療機関に対する適切な指導方よろしく願います。

- (3) CT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いについて、医療法の趣旨を損なわずに規制緩和を図る観点から、「医療法第27条の規定に基づくCT搭載車等移動式医療装置の使用前検査および使用許可の取扱いについて」（平成20年7月10日付け医政発第0710005号）により、自主検査を認める条件を明らかにしたところであり、各都道府県においては、医療機関からの当該装置の使用許可申請を受理した際、ご留意の上、適切な運用を図っていただきたい。

- (4) SPECT-CT複合装置等の新たな医療技術への対応等を図るため、「エックス線装置をエックス線装置を除く放射線診療室において使用する特別の理由及び適切な防護措置について」（平成21年7月31日付け医政発0731第3号）により、当該装置の診療用放射性同位元素使用室におけるCT単独目的での撮影を認め、適切な防護措置や安全管理体制について明らかにしたところであり、各都道府県においては、ご留意の上、その遵守について管下医療機関に対する適切な指導方よろしく願います。

## 1.1. 病院における吹付けアスベスト（石綿）対策について

### (1) 経緯

- 病院における吹付けアスベスト（石綿）対策については、患者等の安全対策に万全を期すため、「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年アスベスト問題に関する関係閣僚会合）に基づき、実態調査を実施し、その結果を公表するとともに、「ばく露のおそれがある場所」を保有する病院等については、法令等に基づき適切な措置を指導するなどの対応を各都道府県にお願いしてきたところである。
- 平成19年以降、以下のような留意すべき事項があった。
  - ① 総務省行政評価局による勧告（平成19年12月16日）

平成17年の実態調査について、総務省行政評価局により、建築物全体におけるアスベスト使用状況確認の徹底等を内容とする「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」が行われた。
  - ② アスベストの対象種別についての報道（平成20年1月5日等）

一般に知られているアモサイト、クリソタイル、クロシドライト以外のトレモライト、アンソフィライト、アクチノライトの使用実態が報道された。
  - ③ 石綿障害予防規則に関する通知（平成20年2月6日）

上記②を受け、厚生労働省労働基準局より、アスベスト使用分析調査については6種類全てを対象とすることの徹底等を内容とする通知が発出された。

### (2) 平成20年アスベスト使用実態調査等について

- 前述の状況を踏まえ、アスベスト問題に関する関係省庁会議で再実態調査の必要性が確認されたことを受け、平成20年5月に6種類のアスベストに係る「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」を各都道府県の協力により実施し、その結果を平成20年9月に公表したところである。
- また、平成20年10月に「使用実態調査のフォローアップ調査」を各都道府県の協力により実施し、その結果を平成21年3月に公表したところである。
- さらに、平成21年12月に2回目の使用実態調査のフォローアップ調査の実施をお願いしたところであるが、現在、各都道府県から報告された調査結果を精査の上、取りまとめを行っているところであり、今後、速やかに公表したいと考えている。

### (3) 今後の対応

- フォローアップ調査（資料（Ⅱ）参照）の結果、吹付けアスベスト（石綿）等の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院はもとより、飛散のおそれのない病院であっても、破損の際にはアスベストの繊維が飛散する恐れがあるため、引き続き、アスベストの除去、封じ込め、囲い込み等法令等に基づき適切な措置を各都道府県の医療監視、建築、環境等の関係部局とも連携して指導するようお願いする。また、分析調査中の病院については、その保有状況を明らかにした上で、状況に応じ適切な措置を指導するなど、病院における吹付けアスベスト（石綿）対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

### (4) 吹付けアスベスト等の除去等

- 吹付けアスベスト（石綿）等の除去等に要する費用については、平成22年度においても、引き続き、
  - ・ 医政局所管の「医療提供体制施設整備交付金」の補助対象事業となる
  - ・ 独立行政法人福祉医療機構の「医療貸付事業」において優遇措置が行われる予定であるので、吹付けアスベスト（石綿）等の除去等の対策が必要な病院に対して、この補助制度や融資制度を積極的に活用するよう改めて周知し、早期の対処に努めるよう指導方お願いする。

#### (参考)

- ・ 医療提供体制施設整備交付金
  - 調整率 0.33（負担割合国1／3、都道府県2／3以内、事業主2／3以内）
  - 基準単価 34,300円（1㎡当たり）
- ・ 医療貸付事業（アスベスト除去等に係る病院の乙種増改築資金）
  - 融資率 85%（通常は80%）
  - 貸付金利 1.8%（平成22年2月10日現在、通常は2.2%）

## 1 2. 補助事業等の適正な執行について

- 補助事業等の執行に当たっては、大部分の補助事業者、間接補助事業者等においては、関係法令、実施要綱、交付要綱、交付決定の際に付された条件等に従って執行していただいているものと考えているが、例年、会計検査院等から、不適切な補助金の使用などについて指摘を受けているところである。  
これまでも、会計検査院等からの指摘があったその都度、不適切な事例や補助金の適正な執行について周知を図ってきたところであるが、改めて、会計検査院及び総務省から指摘のあった主な事例及び留意事項について以下に挙げた。
- 各都道府県においては、これらの点に留意し、補助金の審査体制を整えるとともに、過去の補助金の総点検や補助事業者等の現地調査を行うなど、補助事業等の適正な執行に努められたい。
- また、この旨については、補助事業者、間接補助事業者等に対し、必ず周知されるようお願いする。
- おって、本年度中にも都道府県における補助事業等の執行状況について、現地調査を実施する予定なので、ご了解願いたい。

### (1) 都道府県等における留意事項

- 交付申請時における十分な審査  
(適正な対象経費の計上、適正な費用算定方法、事業の利用見込又は過去の実績等を踏まえた実効性 等)
- 実績報告時における審査  
(事業実施状況の確認、交付申請時に審査した事項の再確認 等)
- 定期的な監査等による点検  
(補助事業者等における書類等の整備、事業目的にあった効率的な活用状況 等)
- 補助事業者等に対する指導  
(補助事業者等として遵守すべき事項の周知 等)

### (2) 過去に指摘のあった主な事例

- 救急医療情報センター運営事業
  - ・ 情報システムや専用端末の利用が低調
  - ・ 兼務者の人件費を按分せずに全額補助対象経費として計上
- 小児救急医療支援事業
  - ・ 診療日数の算定方法に誤り
- 第二次救急医療施設勤務医師研修事業
  - ・ 補助対象外の経費を補助対象経費として計上
  - ・ 県が実施主体であるにもかかわらず県職員に謝金を支払

- ・委託先の講師謝金単価が県よりも高額
- 救急救命士養成所初度設備整備事業
  - ・臨床実習用の救急車を購入しているが、その利用状況が低調
- 救命救急センター運営事業
  - ・ドクターカーの運転手の確保に係る経費の算定が不適切
  - ・補助対象経費の算出が過大（減価償却費の計上に当たり国庫補助を受けた財産に係る分を計上、給与費から控除すべき手当を控除しない等）
  - ・選定額の算出方法に誤り（基準額と差引事業費の多い方を選定）
  - ・補助対象経費の積算が過大（借入利息を計上等）
  - ・収入額に手術料、麻酔料等の診療収入を計上していない
- 小児救急地域医師研修事業
  - ・補助対象経費の支出を裏付ける証拠書類が残されていなかった
- 休日夜間急患センター設備整備事業
  - ・管理台帳を作成していない
- 医療施設近代化施設整備事業
  - ・事業の一部（電子カルテ等の整備）が未実施